

1. 指名停止対象業者

株式会社 中央技術コンサルタンツ（東京都新宿区）

2. 指名停止期間

令和7年9月6日～令和8年2月5日（5か月）

3. 指名停止理由

対象事業者の東北支店長が、宮城県気仙沼市発注の道路設計の入札において、同市職員から事前に設計価格情報を入手した上で落札し、入札の公正を害したとして、公契約関係競売入札妨害の疑いで、令和7年7月21日に宮城県警察に逮捕されたため。

4. 指名停止措置の根拠

「鹿島市建設工事等請負・委託契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第9号（競売入札妨害又は談合行為）に該当するため、指名停止期間は（短期）4か月以上（長期）12か月以内の範囲内で措置することとなる。

また、「鹿島市建設工事等請負・委託契約に係る指名停止等の措置基準」第2条第2項第6号に該当するため、（短期）4か月に1か月を加算し、5か月とする。